

第6期(TMS)

株式会社TOKAIマネジメントサービス 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員が今以上に能力を発揮し、充実したキャリアを形成するため、次のように行動計画を策定する。

1.行動期間

2026年10月1日～2029年3月31日

2.当グループの課題

・そもその女性比率が低く、女性管理職比率も低い。

3.目標と取組内容・行動計画

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標:女性管理職比率を13%以上とする

<取組内容>

2026.10～

- ・女性社員を対象とした管理職育成研修を実施し、メンターを継続する。
- ・女性管理職と管理職候補者の交流会等を実施する。
- ・女性管理職のロールモデル(働き方)の発信を行う。
- ・管理職候補者をリストアップし、計画的に育成していく。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標:有給休暇取得率を年間78%以上とする

<取組内容>

2026.10～

- ・部門長へ毎月部下の有休取得状況を発信して、現状の確認及び、取得推進を促す
- ・有給休暇推奨デーの実施
- ・グループ全体でのグループエンゲージメント向上会議、個社にてエンゲージメント向上委員会を開催する。

目標:男性の育児休業取得率を100%とする

<取組内容>

2026.10～

- ・取得対象者とその上司に対し、育児休業取得をメールにて促す。
- ・仕事と育児の両立に関する研修を全社員を対象に実施する。
- ・男性の育児休業取得推進に関する研修を管理職を対象に実施する。